

平成29年度福岡地方労働審議会労働災害防止部会議事録

平成30年1月30日（火）

（司会）

定刻になりましたので、ただいまより福岡地方労働審議会労働災害防止部会を開催させていただきます。

私は事務局の労働基準部監督課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、労働災害防止部会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、公益委員代表の堀江委員、労働者代表の矢田委員がご欠席でございますけれども、地方労働審議会令第8条第3項の規程により部会の成立要件を満たしておりますので、そのことをご報告いたします。

後ほど部会長に議事進行を交替するまでの間、進行役を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。まず平成29年度福岡地方労働審議会労働災害防止部会という冊子があると思います。会議次第がございます。その次に、資料目次があります。次に地方労働審議会令があります。続きまして、福岡地方労働審議会の運営規程があります。それから同労働災害防止部会運営規程が入っておりまして、委員名簿が入っているんですけども、申し訳ございません、委員名簿に誤りがございまして、皆様の方に委員名簿を差し替えて置かせていただきますので、よろしくお願いいたします。続きまして、安全課関係資料がございます。No.安-1からNo.安-16まで付箋をつけております。No.安-16の後に続きまして、健康課関係資料がございます。健康課関係のNo.健-1からNo.健-9の資料がございます。それ以外にお手元に脳・心臓疾患精神障害の労災請求、決定及び支給決定、事業者・産業医の皆様へというもの、次に、化学物質を取り扱う事業場の皆様へ、化学物質を取り扱う事業主の皆様・労働者の皆様へという2枚がございまして、最後に、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインを追加資料として配付しております。

以上でございますが、不足はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

(司会)

ありがとうございます。議事の途中でお気づきになりましたら遠慮なく事務局にお申しつけください。

また、本部会は公開の会議とさせていただいております。議事録につきましても発言者氏名を含めて公開させていただくこととしておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、本部会の各委員の方々をご紹介します。ご紹介に当たりましては、公益委員代表、労働者委員代表、使用者委員代表を五十音順に行わせていただきます。なお、お手元の資料に本部会の委員名簿を添付しておりますので、差しかえた分をご参照していただければと思います。

まず、公益代表委員として、井上委員よろしく申し上げます。

(井上委員)

井上でございます。よろしく願いいたします。

(司会)

山下委員、よろしく申し上げます。

(山下委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

堀江委員は欠席となっております。

続きまして、労働者代表委員として隈本委員。

(隈本委員)

隈本でございます。よろしく申し上げます。

(司会)

矢田委員は欠席となっております。

続きまして、使用者代表委員として、岩崎委員。

(岩崎委員)

岩崎です。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、戸田委員。

(戸田委員)

戸田でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

以上でございます。

続きまして、本部会を開催するに当たりまして、福岡労働局労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

(西岡労働基準部長)

労働基準部長の西岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、ご参集いただきまして御礼を申し上げます。それから、日ごろから私ども労働行政、とりわけ労働基準行政の運営に多大なご理解とご協力を賜っておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

この労働災害防止部会につきましては、福岡地方労働審議会の権限の中で労働災害の防止に関する専門的事項について審議していただくために設置しておりますけれども、本日は労働災害防止対策などにつきましてご審議をいただくために開催させていただいたというところでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

そこで、まず労働災害防止対策ですけれども、この検討に当たっては、当然のことではございますが、労働災害の分析が重要になってきます。この労働災害の発生状況につきましては、産業構造の変化や雇用形態の多様化、労働者の高齢化などさまざまな要因が関係していると思われましても、私ども労働基準行政といたしましては、こういった労働

災害の現状と課題を的確に分析しまして、講ずべき対策や目標を決定して、これまで5年ごとに労働災害防止計画を策定しまして、計画的に対策を推進しているところです。

現在は、ご案内のとおり平成25年度からスタートしております第12次労働災害防止計画の最終年度となっています。この12次防の期間中の、労働災害の発生状況ですけれども、死亡災害については、一昨年(平成28年)は30人と過去最少の記録をしまして、29年は若干増加しましたがけれども、12次防の死亡災害の目標値であります11次防の計画間中死亡者数を15%以上減少させるという目標については達成できるのではないかと考えているところです。

次に、休業4日以上(死傷災害)ですけれども、これは平成26年から増加を続けておりまして、29年も12月の速報値では前年より3.2%増加しておりまして、死傷災害につきましては残念ながら12次防の死傷災害の減少目標を達成できない結果となっています。このほか、労働者の健康確保、職業性疾病対策については、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援対策、過重労働の防止対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症等の業務上疾病対策、その他の問題に取り組んでいるところです。

本日は、第12次労働災害防止計画の分析結果につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしまして、12次防の分析結果を適切に評価した上で、来年度の13次の災害防止計画を策定しまして、新たな計画に基づいて労働災害防止対策を推進していきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、事務局を紹介いたします。なお、時間の都合上、課長職に限らせていただきます。それでは、まず監督課長。

(川辺監督課長)

監督課長の川辺でございます。本日はよろしくお願い致します。

(司会)

続いて、安全課長。

(小野安全課長)

安全課長の小野です。よろしくお願いいたします。

(司会)

健康課長。

(杉野健康課長)

健康課長の杉野です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

以上、事務局の紹介を終わらせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、部会長の選出についてであります。部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、公益代表委員の中から本部会に属する委員が選挙によって選出することになっておりますが、平成29年10月23日に開催されました本審でございます地方労働審議会において、公益代表委員である山下委員を部会長に推薦させていただき、既に各委員のご了承をいただいております。

それでは、これからの議事進行は山下委員にお願いいたしたいと思っております。山下部会長、よろしくお願いいたします。

(山下部会長)

ただいま部会長に選出されました山下でございます。改めてご挨拶申し上げます。

福岡県内の労働災害につきましては、昭和33年度から12次にわたり労働災害防止計画を策定して労働災害防止対策に取り組んできた結果、長期的には減少傾向にあるようですけれども、その減少傾向もやや歯どめがかかってきたというようなご説明が、おそらくこの後あるかと思っております。

私の記憶ではわりと最近のニュースで見たんですけれども、日本の全体的な自殺者の数は大分減少傾向にあって、3万人とかだったのが大分減ってきているようなんですけれども、職場におけるメンタルヘルスの問題はそういったものとは若干逆の方向で、少し件数が増

えているのではないかという実感がございます。こういったところを含めまして、おそらく労働災害の性質も昔と大分変わってきておりますので、皆様のご協力をいただきながら労働災害が少しでも減るように何とか部会長の職を務めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは引き続き、部会長代理の指名ですけれども、地方労働審議会令第6条7項の規定により、公益代表委員から部会長があらかじめ指名することになっています。私のほうからは井上委員をお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山下部会長)

ご異議がなければ、井上委員をお願いすることにしたいと思います。よろしく願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員でございますけれども、部会長及び部会長の指名する委員2名となっておりますので、署名委員につきましては、私のほかに労働者代表の隈本委員、使用者代表の戸田委員をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。あらかじめ議事につきましては事務局から一括して説明をしていただいた後に皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、第12次労働災害防止計画分析結果について、まず安全課のほうからご説明をお願いいたします。

(小野安全課長)

ただいまご指名いただきました安全課の小野でございます。よろしく願いいたします。

私のほうの説明は安全課関係資料に基づきまして、説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。ちょっと資料も長いので座って説明してきます。

まず、資料No.安-1をめぐっていただきますと、死亡災害発生状況という対前年の12月末日現在の表がございます。28年が27名、29年の昨年末で34名、28年から29年にかけて若干増加しています。統計データによりますと28年は30名になっておりますが、これは28年中に災害が発生し、治療及びその他もろもろの事情で時期が29年にずれ込んだとしましても災害発生年月日によって統計をとりますので、若干のずれが出てくるという形になっております。28年は死亡者数が確定値で30名、これは福岡労

働局的過去最低を記録したのですが、昨年29年につきましては29年の末日現在で34名になっております。

続きまして、資料No.安-2ですけれども、同じように休業4日以上之死傷災害ですが、12月末現在のデータでは平成28年が4,653、29年が4,803と3.2%の増加。28年度の確定値は5,175件になっておりますので、その増加率を比例で見ますと29年には5,300を超えてくるのではないかと予想されております。

そのような結果を踏まえまして、簡単ではございますが12次防の目標達成に対する評価を資料No.安-3に簡単に取りまとめております。まず、死亡災害についてですが、全産業で第11次防中の死亡災害の発生総数と比較して15%以上の減少、第11次防につきましては220人の方が5年間でお亡くなりになっているんですが、これは12次防の目標値では15%以上の削減ということで187人に抑え込もうという目標を設定しております。結果では平成25年から28年の確定値総数が144名、要するに、あと43名許容数があると。昨年12月の速報値で34名ですので、12次防の死亡に対する全産業の総トータルの死亡に対する達成はできるのではないかという見込みであります。細かいもので申しますと死亡災害が平成29年には建設業において多発してきたということで、昨年の9月より緊急対策等々を実施しまして、死亡災害の抑え込みをやった結果、どうにか歯どめがかかり目標達成まで到達できるような状況になってきております。

特に死亡災害につきましては、重篤度の高い労働災害を発生させる重点対象事業としまして、建設業と製造業を選定しておりました。建設業につきましては11次防の死亡災害の総数から20%を削減しようと努力をしております。25年から28年までの総数が46名、29年12月の速報値で8名ということで、こちらのほうも12次防の目標値65名にはどうにか達成する方向で動いている状況です。建設業におきましては「墜落・転落」災害が建設業の全体に占める割合が35%以上で、いまだに第1位の発生件数で、この状況につきましては、20年近く、ずっと「墜落・転落」災害が第1位で継続されている状況です。厚生労働省としましても、福岡労働局としましても「墜落・転落」災害につきましては例年キャンペーンを張ってきておりましたけれども、昨年末に「墜落・転落」災害の撲滅ということで全国的に大々的なキャンペーンを張っております。

続きまして、製造業につきましては11次防の死亡災害の発生総件数の5%削減ということで12次防の目標値は製造業全体で36人に抑え込もうと目標を設定いたしまして、現在のところ25年から28年の確定値で27名、29年の速報値で7名ということで、

製造業におきましてもどうにか目標を達成することができるのではないかという状況で推移しております。製造業におきましては、やはり機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が第1次防では16件あったんですが、第2次防では20件と産業活動の活性化も一因とは思われますけれども、機械災害が若干増えてきているのが第2次防の結果に対する評価です。

続きまして、資料No.安-3の次のページですが、休業4日以上死傷災害につきましては、全産業では平成24年の4,965件のデータから15%以上の減少ということで、第2次防の全産業での目標値は4,220件にしておりましたが、平成28年が先ほど申しましたように5,175件ということで、平成24年のデータよりも4.3%増加、平成29年12月の速報値が4,803件と既に目標値を速報値で超えてしまっているということで、全産業での目標値の15%減少は達成できませんでした。また、12月の速報値で4,803件になっていますけれども、これも前年よりも3.2%の増加ということで、先ほど申しましたけれども、5,300近くの数字になってしまうのではないかと。第2次防の実施中でも平成26年以降は5,000件を超えて、微増ながら推移をしておりますので、ちょっと死傷災害については全く第2次防の計画通りには進まないという結果になってしまいました。特に、労働災害が減少するのに重点的な業種としましては、小売業と社会福祉施設、それから飲食店という第3次産業関係と陸上貨物運送事業関係につきましては、特に重点業種として取り組んでまいりましたけれども、小売業につきましても書いてあるとおり20%減少と目標を立てていたんですが、目標達成はできませんでした。小売業につきましても28年に比べて、29年は16%と若干減少しているんですが、全体的な減少としては目標達成には全然追いついていないのが現状です。社会福祉施設につきましても目標の10%減少と設定しておりましたが、これも目標達成ができなかったと。社会福祉施設につきまして、なぜ10%以上の減少という設定をしたかと申しますと第2次防の計画の段階で社会福祉施設の就労労働者人口が増加することを見込みまして、10%程度の減少に抑え込むことでという形で考えていたのですが、目標は達成することができなかったという形になっております。同じく飲食店につきましても平成24年が209件、目標値が167件で、現時点で196件も発生しているということで、飲食店につきましても目標達成は難しかったということです。それと、陸上貨物運送事業につきましては目標値の10%減少で取り組んでまいりましたが、平成29年12月の速報値で694件ということで、目標値の598件を既に大きく超えている現状です。

特に、トラック関係の道路貨物運送事業につきましては発生件数が高くなっておりまして、ここの対策が今一步であったという形になっております。

今のような状況をグラフに簡単にあらわしてみますと、資料N o. 安-5を見ていただくとわかるのですが、第11次防のときの状況から折れ線が死傷災害の発生状況です。24年の4,965件から目標は4,220件という形で点線の方向に減少目標を立てたのですが、26年以降は5,000件を超えて増加傾向にあります。死亡災害につきましては多少のこぼこはございますけれども、9次防、10次防、11次防、12次防という状況で見えていきますと減少傾向にはあります。

続きまして、資料N o. 安-6を見てもらいますと特に陸上貨物運送事業の死亡災害の発生状況が高くなってきているのが簡単にわかるようなグラフをつくっておりますので、見ておいていただければと思います。

続きまして、資料N o. 安-8を見ていただきますと「死亡災害が増加している業種での取組のポイント」というのを今回の災害分析の結果から取りまとめております。特に建設業につきましては、従来と大きく変わることはないですけれども、高所作業における作業床の設置、安全帯の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施を強化していくと。また、労働者の立ち入り制限や誘導員の配置など、車両系建設機械などとの接触防止対策ということもやっていくと。また、陸上貨物運送事業につきましては、やはり交通労働災害で「激突される」という分析もあるんですけれども、それを含む形になりますと交通労働災害はやはり多いので、そのために策定したガイドラインの周知徹底及びトラック運転者または自動車運転者の時間外労働、長時間労働のために過重労働による健康障害を防止するための総合対策の徹底と。それから、もう一つは荷役5大災害防止対策で要するに荷を積むときにトラックの荷台から転落したり、積んでいる荷に挟まれたり、積んでいる荷が落ちてきて下敷きになったりというような荷役災害と呼んでおりますが、この荷役災害を防止していこうという対策を強化する必要があるということになっております。また、製造業におきましては機械による「はさまれ・巻き込まれ」が非常に多いので、その点につきまして機械災害を防止するために一番大切なのはリスクアセスメントの実施というものと、作業マニュアル等できちんと安全な作業を守っていただくことを周知・徹底していくのが大切ではないかと。また、機械設備の安全対策は、機械自体に安全対策を実施してもらう。例えば、機械の回転部分に手が入らないように最初からカバーを取りつけてあって、そのカバーを取り外すことができないような機械のシステムとか、今後は本質的な安全化の指

導を中心にやっていこうと思っております。また、3次産業につきましては、階段等からの「墜落・転落」災害、「転倒」災害が多いですし、交通労働災害も多いです。「墜落・転落」災害につきましては、後でも説明しますが総点検運動というのを福岡局内で展開しております、これを普及促進していくことと交通労働災害の防止のためのガイドラインの周知・徹底が必要だという形で対策を立てていきたいと思っております。

続きまして、資料No.安-9は死傷災害の各業種の状況をあらわしております。製造業につきましては、一番上の青の折れ線になるんですが、ごらんのとおり災害発生件数は900件を超えてほぼ横ばい状態です。また、陸上貨物運送事業につきましては平成27年以降、増加傾向が見られる状況になっておりますし、建設業につきましても27年以降は600件超えてほぼ横ばいで推移しているのがこのグラフを見ていただけるとわかると思います。

同じように資料No.安-10を見ていただきますと第3次産業の災害発生状況を分析しております。特に小売業、社会福祉施設、飲食業につきましては下の棒グラフで状況をあらわしております。3次産業につきましては赤線を一応目標値としてこういう形で災害発生を減少させていこうとしていたのですが、平成25年以降はグラフのとおり増加傾向にございます。また、社会福祉施設につきましては緑の棒グラフになるんですが、25年以降はずっと増加傾向を示しております、減少にはなっていない。小売業につきましては600件超えのところで、横ばいの状況で推移していると考えてよろしいのではないかと思っております。

続きまして、資料No.安-11にもお示ししておりますけれども、先ほどから申し上げるとおり3次産業やその他の業種においても「転倒」災害というのが第12次労働防止計画を実施している中で非常に増えてきていると。また、この増え方が顕著であり、発生件数が全体の中でもかなりの部分を占めてきているということで、「転倒」災害について防止対策を組んでおります。平成28年から転倒災害の防止対策としてキャンペーンを厚生労働省としても組んでおりまして福岡労働局も28年から「転倒災害・総点検運動」という形でキャンペーンを実施しております。平成29年度につきましては平成29年6月から今年平成30年2月まで「STOP! 転倒災害・FUKUOKA・総点検運動」というのを展開しております。28年から展開した……。

(井上委員)

ちょっと話の途中ですが、グラフが出てきますけれども、これは全部年度で……。

(小野安全課長)

これは全部年です。年でやっています。

(井上委員)

年度なのか年なのか。

(小野安全課長)

済みません、実施時期については29年6月から30年の2月までです。

(井上委員)

グラフは随分出てきますが。

(小野安全課長)

これは全部年です。

(井上委員)

年度じゃないですね。

(小野安全課長)

はい。ですので、29年も29年12月末の段階での速報値を出しております。説明が悪くて済みません。

(井上委員)

それで大分変わってくるので。年ですね。

(小野安全課長)

全部年で集計しております。

「転倒」災害につきましては28年からキャンペーンを繰り返し実施してまいりまして、

その結果、現時点では、速報値ですけれども、28年から約9.5%、10%近くの減少を見たということで、この総点検運動の展開はまずまず結果を出しつつあるのではないかなと思っております。

続きまして、資料No.安-12を開いていただきますと、ここから各業種につきまして詳細な分析結果を列記しています。その中で製造業のページを開いていただきますと、災害の分析などの内容等につきましては、時間の関係がありますので割愛させていただきますけれども、今後の方針というものをちょっとお伝えさせていただきます。

製造業につきましては食料品製造業と金属品製造業が製造業の死傷災害の全体の約半分以上を占めています。死亡災害も食料品と金属製品において多発している状況ですので、次期第13次の労働災害防止計画におきましても食料品製造業と金属製品製造業を製造業における重点業種として取り組む必要があると思っております。この業種につきましては、当然、動力機械等に起因する「はさまれ・巻き込まれ」災害、「切れ・こすれ」災害がほとんどです。やはり機械災害防止のためにいろいろな対応をしていかなければならないということで、今後も特に事業場の安全管理体制とリスクアセスメントの実施を中心に個別指導や監督指導、集団指導等のさまざまな指導の機会を捉えまして、こういう業種の方々に伝えて指導していく必要があると考えております。

また、特に食料品製造業につきましては高齢労働者対策の強化も必要です。分析結果から見ましても、食料品製造業におきましては高齢者の被災が全体の労働者の中でもかなりのパーセントを占めているので、高齢者の労働対策も食料品製造業等において必要になります。

また、福岡県で今主要な産業である自動車産業中、輸送用機械器具製造業については大手企業の進出によって部品製造等の下請企業も福岡県内に多数進出しておりまして、労働人口で言いますと製造業のかなりのパーセントを占めております。これらの下請業者につきましては、金属部品をつくっておりまして金属製品製造業に部類されますので、今言ったように金属製品製造業の災害発生件数は高くなります。こういう下請企業で金属製品製造を行っている企業に対して、今後は安全指導を強化していく必要があると考えております。

続きまして、資料No.安-13で、建設業につきましてお伝えします。建設業につきましても細かい分析結果につきましてはグラフ等々を書いておりますので割愛させていただきますが、今後の方針としまして、建設業におきましては死亡災害が全産業の約3分の1

を占め、建設業において発生した災害は常に重篤な災害につながりやすいので、建設業に対する次期13次防の計画におきましてもやはり重い部分を占めてくると思っております。特に建設業につきましては、工事現場単位で統括的な管理を行ってもらう必要性がありますので、企業の安全部署に対する指導よりも現場に対する指導が必要であろうということが分析結果から出てきておまして、現場単位での指導が重要になってまいります。その点では現場に対する個別指導や監督指導、または発注者や災害防止団体と連携した現場パトロールを中心に実施して、労働災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。特に「墜落・転落」災害がなかなか後を絶ちません。「墜落・転落」災害が起きますとやはり非常に重篤な災害につながりますし、人の命を奪ってしまうことにもなりかねませんので、その分について、「墜落・転落」災害、特に足場関係、仮設物関係の「墜落・転落」災害につきましては個別指導や監督指導等の現場指導におきましても重点的に指導していく方針でまいりたいと考えております。

また、土木工事業につきましては、車両系建設機械、要するにブルドーザーとかドラグシャベルとかいう建設機械の使用頻度が高くなってまいります。その中で機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の災害防止対策を土木工事業においては中心に指導してまいりたいと考えております。この建設業につきましては、インフラ整備の強化等々によりまして、都市の再開発計画も進行しておりますし、また、昨年7月に起きました九州北部の豪雨災害の本格的な復旧工事が発注されるとも聞き及んでおりますので、その点では工事の発注量が前年よりも増加してきます。その中で、災害件数がまた増えてくるのではないかと懸念されますので、その点では建設業についてはかなり重点的に対策を組んで、災害防止を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、資料No.安-14を開いてもらいますと、陸上貨物運送事業につきまして詳細な内容で分析しております。陸上貨物運送事業の今後の方針につきましては、ちょっと開いてもらいますと、災害防止の結果から重点対象業種に当然なるという形で、陸上貨物運送事業につきましても災害防止対策を強固に推進してまいりたいと考えております。まず、運送事業につきましては、死亡者数の半数以上を占めるのがやはり交通事故です。

交通事故につきましては、「交通労働災害防止のためのガイドライン」のリーフレット等をたくさん配りまして、あらゆる機会にこの「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図っていきたいと考えております。特に死亡者数が半数を超えるのが10人から49人の中小規模の事業場です。こちらのほうに対しましては集団指導を実施し、そ

の集団指導の場においてさまざまな指導を行っていききたいと。特に積み荷を置くときの荷台からの転落災害も、そんなに高くはないですけれども、墜落するときは2メートルから4メートルの間のところから転落して、そのときに頭から落ちて命を落とされるケースが多発しております。そういうことから「墜落・転落」災害の防止対策のガイドライン等々を作成しておりますので、それを用いて指導してまいりたい。

また、長時間労働が要因と推測される居眠り運転の事故も散見されることから、その点についても指導を強化していききたいと考えております。また、陸上貨物運送事業につきましては、交通労働災害で死亡されていらっしゃる方々が年齢的には中年、高年の40歳以上の方がほとんどです。こういうことから、基本的に年齢が60歳以上になってきますと、やはり反応が遅い方々も出てきますので、今後は広報の範囲ですけれども、運転支援装置がいろいろと今開発されて、いろんな車種に取りつけられるようになってきましたので、そういうことも災害防止対策のうちの一つとして取り組んでもらえればなど。これは広報ですけれども、うちのほうからも広報をやっていききたいと思っております。

また、福岡局に特徴的なことですが、交通事故の死亡災害は高速道路にほぼ集中しております。しかも高速道路においてはある一定の箇所に集中して死亡事故が起きているようですので、福岡県内で高速道路上でどういう事故が起きているのかというハザードマップを福岡労働局で今作成しております。過去5年間の高速道路での交通事故件数を福岡県警とタイアップして、ハザードマップを作成しております。どの箇所で一番死亡事故が発生しているのかという形で、その部分の走行についての注意を促すというハザードマップを作成して、これを陸上貨物運送事業の関係者に配りまして注意を喚起していくことも交通労働対策の防止対策として考えております。

もう一つの問題は、災害発生箇所の8割以上が荷主先、要するにみずからの事業所で災害が起きているのではなくて、8割以上が荷を積みに行く荷主先で発生しているので、できれば作業環境について荷主さんにももう少し考えていただいて、トラック運転者が安全に作業できるようにしてもらいたいという指導も次の13次防以降は考えておりまして、そのような方向で対策していききたいと思っております。

もう一つ、福岡の事業場につきましてはトラックターミナルがある監督署で災害が多発しております。福岡地区と久留米と北九州の三つの地区に災害が集中していますので、その三つの地区での陸上貨物運送事業者に対する行政指導はほかの監督署よりも強化していききたい、陸上貨物運送事業については地域的にも集中して対応を図っていききたいと思っ

おります。

続きまして、資料No.安-15、第3次産業につきましてご説明したいと思います。3次産業という大きなくくりで見ますと災害発生件数も多うございまして、全産業の約半分近くを占めています。特に平成29年12月現在の速報値ではついに全産業の半分以上を超えて50.6%になっております。

第3次産業につきましては全産業の50%近くの災害が発生していますけれども、この3次産業につきましては、休業4日以上災害はすごく多いんですが、2カ月以上というような重篤な災害が少ないのが特徴です。3次産業の対策としましては、全体的にはやはり数が多いですけれども、その中でやはり問題なのが、小売業、社会福祉施設、飲食店の三つの3次産業の事業につきましては、相変わらず災害発生件数が多くて減少傾向にないということで、重点業種として今後も対策を講じていく必要性があると。12次防ではこの三つについて重点的に対策を講じてまいりましたけれども、結果的にはこの3業種全て目標値を達成することができませんでした。

3次産業の事故の型別につきましては、トップは「転倒」災害です。その次に「墜落・転落」「交通事故」災害、それから「動作の反動・無理な動作」。これは要するにぎっくり腰や、ずっと包丁などで切り続けたために手首や肘が痛くなった頸腕症候群なども含まれております。また、単純に「切れ・こすれた」という事故が多うございます。

3次産業につきましては、基本的にまだ安全衛生に対する意識が低くて、規模も小さいところがたくさんあるということで、個別に対応するのがなかなか大変ですし、また個別に対応してもその結果が災害防止対策につながりにくいところがありまして、基本的には集団で指導していく、何かの機会にそういう腰痛対策、転倒対策なりを周知していくことが必要ではないかと考えております。

そのまま下のほうに小売業が書いてありますけれども、小売業の今後の方針について説明したいと思います。3次産業の中の小売業につきましては、規模別では30人未満の小規模事業場におきまして災害が多発しております。これら小規模事業場については、まず「転倒」「交通事故」、階段や足場からの「墜落・転落」が多いので、そういうところに対してまず災害防止関係を解説したリーフレットなどを活用して、まず事業場内で安全がどのように確保されるのかという安全管理体制の整備、労働者に対する安全衛生教育の推進を中心にまず行っていかなければならないと思っております。

また、事故の型別で小売業において多発しているのが「転倒」災害です。この「転倒」

災害につきましては「STOP！転倒災害・FUKUOKA・総点検運動」を展開しております。小売業につきましては「転倒」災害が28年から29年にかけて18%ほどでしたか、減少している状況にあります。そういうところでは、この「転倒」災害の総点検運動というのが小売業には結構効果が出てきていると考えております。これを来年度以降もこういう形で継続して運動を展開して、「転倒」災害についての基礎的な安全衛生の意識を植えつけていくといたしますか、周知していくことが災害防止につながっていくのではないかと考えております。

小売業につきましては、いろいろな関係団体や、多店舗展開と申しましてたくさんの店舗を展開している小売業の業界さんがいろいろあると思うんですけども、そういうドラッグストアなどに対して基本的に本部のほうでも安全衛生意識を持ってもらって、展開している店舗に対して安全衛生意識や安全衛生教育を実施してもらおうということで、平成29年から運動を展開しております。この結果はまだ29年のデータでは見えておりませんが、これを繰り返しやっていったら結果的には災害の減少にもつながっていくのではないかと考えていて、その運動につきましても今後、第13次防の5カ年計画の中に盛り込んで実施していこうと考えております。

続きまして、社会福祉施設ですが、今後の方針としては、「転倒」「動作の反動・無理な動作」の災害が非常に多発しております。「転倒」災害については先ほど申しました「転倒」災害のプロジェクト、総点検運動を積極的に展開しております。その結果、小売業ほど減少は示しておりませんが、社会福祉施設でも増加傾向から横ばいといいますか、やや鈍化してきている状況が見受けられます。今後もこの転倒災害につきましては今言った総点検運動を広く展開していくことを中心に考えております。

また、「動作の反動・無理な動作」の結果、腰痛災害が非常に増えております。社会福祉施設での腰痛災害につきましては、そういう腰痛災害に関するパンフレット等を交付して、腰痛体操や準備体操を行うとか、腰痛災害防止対策について具体的な内容を各社会福祉施設に周知を徹底していくことが今後の課題だと考えております。

続きまして、飲食店における今後の課題についてお伝えしておきます。飲食店におきましても休業2カ月以上の災害はほとんどございません。多くが要するに法令違反等々に基づくものではないというのが特徴ですが、飲食店におきましては逆に災害防止に関する意識が非常に希薄です。災害の多くは「転倒」と「切れ・こすれ」で、飲食店の場合は飲食をつくる厨房、またはそのバックヤードでの災害がほとんどです。ほかには開店の準備作

業や閉店後の清掃、後片づけの時間帯に災害が多発しております。わかりやすく言えば通路でこけたとか、包丁なりスライサーなりで切ってしまったという事故がほとんどです。

転倒につきましては、先ほど言った「転倒」災害の総点検運動を飲食店にも展開はしているのですが、なかなか今のところ結果に結びついていない状況があります。特に飲食店につきましてはできれば見える化運動と言いまして、ここが危ないとか、ここが切れやすいという見える化運動を展開していこうと考えております。特に飲食店の場合は事業場に今で言う正社員の方が少なく、アルバイト、パートという方々が非常に高い比率で就労していますし、また、経験年数と申しましょうか、就労の期間が結構短くて、もっと端的に言いますと入れかわりが激しい業界でもございますので、なかなかその業務に精通して安全についての意識を高めたり、その労働者に対して事業者が安全衛生教育を実施した時点で離れていってしまうという現状も見られるようです。その点は業種団体を通じて、そういう安全意識の向上なり、安全教育なりを展開していくことが今からは必要になってくるので、そのような方向で対応していきたいと考えております。

最後に、資料No.安-16を見ていただきたいのですが、今までの第12次労働災害防止計画と平成30年以降の第13次労働災害防止計画の本省の案が示されておまして、それを一つの表で比較対照して見てもらう形にしております。本省の案につきましては、基本的なところは大きく変わりませんが、一つは対象の絞り込みの条件に支障専任率というものを入れます。どういうことかと言いますと、3次産業、特に社会福祉施設や小売業につきましては就労人口が急激に増えてますので、その就労人口の増え方に着目して、災害発生件数の抑え込みの目標を考えていこうではないかという本省からの案が示されております。今後はこの具体的な案や指示が出てくると思いますので、それを見ながら12次防の分析結果を考えて、第13次の労働災害防止計画を今後策定していく形になると思われまます。

安全課からの説明は以上です。

(山下部会長)

どうもありがとうございました。

それでは引き続き、健康課のほうからご説明をお願いいたします。

(杉野健康課長)

続きまして、健康課からご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

健康課の資料が資料N o. 健-1から9までありまして、お手元に今日追加資料を置かせていただいています。この資料に基づいてご説明させていただきます。

大きくは、資料目次で、資料N o. 健-1から9まであるんですけども、1から3が過重労働、メンタルヘルス関係の資料になっておりまして、4から7は疾病関係、8と9が治療と仕事の両立関係という、この3点についてご説明させていただきます。

まず、過重労働、メンタルヘルス対策です。今日、机の上に資料を一つ追加して、一番上に置かせていただいておりますが、脳・心臓疾患と精神障害の労災の請求状況が全国と福岡はどうかということです。脳・心臓疾患につきましては、全国的に高止まりというか、横ばいで推移しておりまして、28年度で825件、福岡ではどうかといいますと、でこぼこがありますけれども、赤の折れ線グラフが請求件数で、28年度は29件、29年度は8か月で20件ですので、おおむね昨年度と同じような請求件数になっており、大体同じような件数が毎年度続いているところです。

下が精神障害の労災ですけども、全国で右肩上がりの状況です。福岡ではどうかといいますと、24年度は43件の請求があり、右肩上がりはずっと続きまして、27年度から約80件となり、今年度も大体同じような状況です。精神障害につきましては全国的には右肩上がり、福岡の場合はこの3年間はほぼ同じような件数で推移しており、依然、請求が多くなっています。

お手元の資料N o. 健-1をご覧ください。メンタルヘルス対策の取り組み状況がどうかということですが、50人以上規模の事業場につきましてはストレスチェックが27年12月からスタートしました。これは労働者自身にメンタルの状況に気づいていただくということを目的としてスタートしたわけですけども、この実施状況を見る指標として、50人以上の事業場にはストレスチェックを実施し監督署への提出する義務がありまして、それが今のところ87.57%、9割弱で実施されている状況です。これにつきましては今年度、50人以上の事業場を全て当たりまして、完全実施に向けて取り組んでいます。

50人未満のところはどうかといいますと、データがありませんので、福岡労働局では50人未満の状況を把握するために、10月度に10～50人未満の事業場の約3,357事業場を抽出しまして、自主点検票を郵送して回答をいただいたところでありまして、3分の1程度から回答を得た結果、何らかのメンタルヘルス政策に取り組んでいる事業場は50人未満では4割弱にとどまったところで、またストレスチェックも4分の1程度しか実

施されておりません。

次のページを見ていただきますとパワハラ対策等につきましては、一番下、メンタルについてはパワハラも絡んでいるということで、パワハラについても質問したところ、6割未満の事業場でしかパワハラ対策はされていないという状況がございました。

また、3ページのところですけれども、これは業種が号別で数字しか示してないですけれども、回答の数が100以上ありました業種で、1号が製造業、4号は運輸業、8号は商業、13号は保健衛生業、説明不足で申しわけないですけれども、製造業、運輸業、商業、保健衛生業については100以上のデータがありますので、そういった中で分析しますと、一番取り組み率が高いのが運輸業、続いて13号の保健衛生業、商業、製造業という順になっていました。

今のは業種別ですけれども、規模別に見ますと、次のページを見ていただきますと4ページの円グラフですが、左から10～19名、その右が20～29名、その左下が30～39名、右下が40～49名ということで、ごらんのとおり規模が大きくなればだんだん取り組みの状況は高まっています、40～49名がやっと8割いっているところでありますけれども、それ未満になりますと7割、4割、3割と取り組みが進んでおりません。そういった取り組んでいない事業場にさらになぜ取り組んでいないのかと質問したところ、約半数でどのような取り組みをしたらいいのかわからないという結果が出ておりますので、今後、取り組みの方法等について小規模事業所に周知していくことが必要と思われれます。それとは別に6ページのところは監督署が個別指導で実際に事業場にお伺いしたときに調査した結果です。

今後の問題としては、7ページにありますように局の通信調査では、先ほどご説明したように50人未満は4割未満という状況ですので、小規模事業場に対する徹底が必要です。

今後の取り組みにつきましては全国的な目標が今のところ、部外に事業場内や事業場外を含めて相談先のある労働者の割合を9割以上とするとか、あるいはメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合が、50人以上のところはもう達成しているわけですけれども、50人未満のところはかなり下回っておりますので、これらの事業場も8割以上を目指したいと。また、50人未満につきましては福岡産業保健総合支援センター等の利用の促進も図っていきたいと考えています。

資料N o. 健-3、資料N o. 健-2につきましては先ほどご説明したとおりですけれども、資料N o. 健-3につきましては、ストレスチェックの結果報告の状況です。これは監

督署に出された分について28年の統計が出ておりまして、その状況です。労働者がどれくらい受けておられるかということですが、全体の8割弱の方がストレスチェックを受けているというデータが真ん中あたりに出ております。健康診断は実施義務があるんですけれども、ストレスチェックは受けたくない人は受けなくてもいいということで、これが高いのかどうかはわからないところですが、統計の結果では8割弱の方がストレスチェックを受けています。また、高ストレスと判定された方につきましては面接指導という流れもあるんですけれども、これらの実施率は1.18と低い値になっています。

次のNo. 健-4からは疾病の関係です。災害統計について先ほど安全課長のほうから説明があったんですけれども、疾病につきましてはこの合計のところを見ていただくとわかりますように、330とか360、大体350件程度で推移している状況です。29年についてはまだ速報値で、若干増えるかなというところですが、特徴としては腰痛が非常に多いので、腰痛に対する取り組みが今後必要だと。また、(5)異常温度条件による疾病というのはほとんどが熱中症です。熱中症が非常に多くなっていますので、この取り組みも必要な状況があります。

続きまして、資料No. 健-5は定期健康診断の有所見率です。定期健康診断につきましては、監督署で把握しているデータは、50人以上の事業場は監督署に健康診断の結果報告を出す必要がありまして、その数値を拾ったものがこの有所見率であります。全国は53.76で福岡県は53.58と若干下回る形で、折れ線グラフを見ていただくとわかるんですけれども、全国と同じような状況で右肩上がりになっています。これは高齢化もあると思いますけれども、労働者の約半数以上が何らかの所見がある状況になっております。

続きまして、資料No. 健-6です。先ほど疾病のうち熱中症が多いと言ったんですけれども、過去10年間を見ますと、20年~24年と25年~29年の状況を比較しますと、非常に増えております。特に最近の折れ線グラフを見ていただきますと、26、27、28、29年と右肩上がりが増えていきます。最近は温暖化というか、暑くなってきているのもあるのと、熱中症に対する認識というか、皆さんが体調が悪いとき、ただ単に寝込むだけではなくて、病院に行って熱中症ではないかと訴えられるケースがあると思いますので、そういった面も含めて熱中症の件数が増えてきていると考えております。去年の死亡はゼロですので、今後も死亡災害のゼロを目指してやっていきたいと考えております。

同じように働いていても、熱中症になる人、ならない人があります。これは日ごろの健康管理、例えば飲酒や寝不足といった健康管理等も絡んでおりまして、先ほどの有所見率

等も含めて健康診断の事後措置などの対策を立てていく必要があると思っております。

続きまして、資料N o. 健-7ですけれども、腰痛災害の状況を見ますとこれは先ほど安全課のほうからも少しは説明があったとおり、1 1次防の期間と1 2次防の期間を比較しますと明らかに増えています。もともと1 2次防の目標は、社会福祉施設における腰痛を含めた休業災害を減らすということですが、社会福祉施設の災害自体が右肩上がりが増えていきますので、1 2次防の達成は困難でした。この腰痛の発生状況を見ますと、4ページを見ていただきたいんですけども、(6) 経験年数別腰痛災害の発生状況と書いてありますように、経験ゼロ年、1年未満のところで265名も発生していますので、雇入れ時の教育や作業の仕方等がかかわっているようですので、こういった早目の教育や対策が必要だと考えております。

疾病は以上でありまして、続きまして、資料N o. 健-8です。治療と職業生活の両立支援対策というところでは次の資料N o. 健-9を見ていただきたいんですけども、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインです。働き方改革実行計画の中でも、この治療と仕事の両立が大きな柱の一つになっております。

この資料N o. 健-9の真ん中あたりに書かれていますように、最近ではがんなどの病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。今後、定年が65歳、70歳とかになってきますと、治療しながら働く、あるいは働かなければならない状況が当然出てくることが考えられます。現在の職場では、治療しながら、例えば週に1回通院するとか、あるいは短時間働いて毎日通院するといった方に対する就業規則の整備や勤務体制がルール化されていない事業場が多いので、ルール化も含めて平成28年2月にお手元の分厚い冊子のような両立支援のガイドラインが示されております。

この特徴としましては、会社の中で企業がどういうことをすべきかについて、13ページあたりからを見ていただくとわかるんですけども、今までは主治医が軽作業なら可ですよというような抽象的な書き方をされていたと思いますが、具体的に主治医に勤務情報を情報提供するとか、あるいは医者からも具体的にこんな作業に注意してくださいといったモデル例を具体的に示しております。こういった具体的なガイドラインを周知することによって、事業場において治療をしながら働けるようなシステムづくりを周知しているところではあります。

健康課の資料N o. 健-8を見ていただきますと、こういったガイドラインを労働局では毎年、衛生週間における説明会で周知したり、それに加えて、両立支援の推進チームを去

年9月に立ち上げまして、今後はリーフレットやセミナーを開いたり、関係機関とのネットワークづくりを行って周知していきたいと考えているところです。

また、今日の追加資料の中に産業医制度の見直しがあります。見直しの背景として、赤いリーフレットというか、折りたたんだものですが、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策の重要性が増す中、50人以上の事業場は産業医が義務づけられているわけですが、産業医に求められる役割も変化してきていて、去年の6月から安全衛生規則等について、長時間労働をした人の情報提供等の改正がなされました。産業医制度については今後も見直しの動きがありますので、その周知に努めていきたいと思っております。

また、化学物質につきましては、お手元の資料にリスクアセスメントというのがあります。化学物質につきましてはこれまであまり規制されていなかった化学物質によって、印刷業における胆管がんの発生とか、福井の化学工業における膀胱がんの発生といった事象が次々出てきますので、一定の危険有害性のある化学物質については平成28年6月からリスクアセスメントが義務づけられていて、この周知を図っています。あわせて、裏側を見ていただきますと事業主だけではなくて、労働者の方も身近に使っているものに、このようにラベルを使った有害性の表示を行い、こういったのを見たらリスクアセスメント、危険性の評価につなげていくという「ラベルでアクション」という運動をやっております。

健康課からは以上です。

(山下部会長)

どうもありがとうございました。

ただいま事務局のほうからご説明がございましたけれども、それらに対してご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

隈本委員。

(隈本委員)

労働災害の発生状況につきましていろいろと分析をしていただき、ご報告いただきました。また、その防止策、施策につきましてもご説明をいただきまして大変ありがとうございました。細かい話で大変恐縮ですが、資料No. 健-1の2ページ目から円グラフがずっと表示されておりますけれども、4ページ目の表のグラフを見ますと、割合が「はい」と

「いいえ」の関係で、上の二つは「はい」と「いいえ」を足すとちょうど100%になるんですが、下二つは「はい」と「いいえ」のパーセントの率がちょっと違うようにも見受けられます。ちょっとそこら辺はどうなっているのかなと思って質問させていただきました。

(杉野健康課長)

二つ数字がありまして、例えば69は69件です。コンマが入りまして、済みません、これが42%ですね。表示の仕方が悪いです。

(隈本委員)

わかりました。正しい数字ですね。

(杉野健康課長)

右側が割合であって、その左側が数字のデータで、両方を表記しております。

(隈本委員)

横並びになっているからですね。上二つは縦並びになっているのでわかりやすいんですが……。

(杉野健康課長)

右側だけ見ていただくとわかりやすいと思います。

(隈本委員)

わかりました。了解いたしました。

(山下部会長)

ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

(井上委員)

相当長い時間のご報告だったので要領を得ない質問になるかもしれません。もっと事前

に読んでくればよかったんでしょうけれども。一つ審議会の場でも関連するような質問をさせていただいたことがありますけれども、福岡でもそうですけれども、近年の傾向として外国人の労働者が増えていますよね。こっちでもコンビニに行けば日常的にいますし、飲食店ですね、いわゆる研修生とか実習生の名目で来られた方、あるいは留学、あるいは難民認定申請して、結果が出る間に働いている方とかいろんな立場の方がおられると思うんですけども、こういう方々が今、労災の被害に遭っていないのか、あるとすればどれくらいの件数があるのかあたりはどうですか。統計的にはとっぴらっしゃるんですかね。東京なんかはとっぴらっしゃるんでしょうかね。

(小野安全課長)

基本的には外国人労働者につきましては、外国人労働者としての統計は調べが出てまいります。福岡の場合は全体の中のパーセントで言ったら5%以下ぐらいの数字しか上がってきていないのが現状です。今後、今言ったように小売業の中でかなりの外国人労働者が働いていらっしゃるのがコンビニに行ったらわかると思うんですけども、そこら辺から上がってくる災害の発生状況の中には外国人の方はごくごく少ないです。逆に、製造業で来られている今言われている技能実習生の方に対する数値はある程度上がってきているんですけども、それでもまだ全体の数字は福岡の中では少ないです。

(井上委員)

この場合はおそらく、労災に遭った外国人がそもそも日本のこういう法律に精通していないという問題もあるでしょうし、場合によっては使用者の側から何らかの圧力を受けて届け出がなされないケースもあるかもしれませんけれども、何かそろそろそういう実態みたいなものをもっとつぶさに調べなければいけない時代になってきたのではないかなと思うんです。東京なんかはやっていらっしゃるんですかね。

(小野安全課長)

データの的には災害分析をさせていただいたデータの全ては労働者死傷病報告ということで、事業場のほうから提出されるデータをもとに全部捕捉されております。それは福岡も東京も変わらないと思っています。

(井上委員)

例えば今日もこういうパンフレット等を拝見しましたけれども、これの外国人向けはありますか。例えば、中国語で書かれたものだとか、韓国語で——韓国語はあるかもしれませんが、今はタイ、ネパールなど東南アジアの方が相当増えていますけれども、彼らが何か労働災害があったときにどうすればいいかとかがわかるような、ちゃんとその言語で書かれたものは今あるんですか。

(川辺監督課長)

外国語のパンフレットはつくっています。

(小野安全課長)

全てつくっています？

(川辺監督課長)

はい。それは労働条件の関係、例えば労働基準法のわりにメジャーな労働時間であるとか、割増賃金の規定、そういうものに含めて、労働災害が起きた場合の手続きみたいなのも書いてあります。先ほどのパンフレットほど詳しい中身のものではありませんけれども、大体の概略みたいなパンフレットはそれぞれの言語でつくっています。

(井上委員)

それはどこで配っているんですか。

(川辺監督課長)

労働局でも配っていますし、監督署にも置いてあります。

(井上委員)

入管行政と合体しているようなところはないですか。在留許可を与えた段階でそういうものを一緒に渡すというような。

(川辺監督課長)

そこまではちょっとしていないですね。

(井上委員)

それが一番早いんですけどね。わかりました。

(山下部会長)

そのほか何かご意見、ご質問……。

戸田委員。

(戸田委員)

まず、数字の見方を教えてもらいたいんですけども。健康課のほうで出てくる数字ですね、例えば、資料N o. 健－4の発生状況の年数別の数字は安全課のほうで出てくる資料N o. 安－2の数字の内訳数だと思いますが、この関係はどうなるんですか。

(杉野健康課長)

安全課の災害の件数との関係ですか。

(戸田委員)

いわゆる労災の分ですよ。

(杉野健康課長)

はい。

(戸田委員)

それを健康面の分だけ切り出して資料にされたという意味ですよ。

(杉野健康課長)

はい。

(戸田委員)

そうすると、この資料としては安全課の資料N o. 安- 2 の、例えば2 9 年であれば4, 8 0 3 件の内数だと考えていいですか。

(杉野健康課長)

そうです。

(戸田委員)

そして、それをどう区分してこちらに出したということになるんですか。この4, 8 0 3 件のうちのどういうものがこちらに来たことになりですか。この3 6 1 件はこのうちの何をこちらに抜き出していると考えたらいいですか。疾病の内容ですか。

(杉野健康課長)

はい。労働基準法施行の規則の中で疾病が定められていますので、それに該当とするものがこちらに上がっています。

(戸田委員)

そういうところを抜き出しているということですか。

(杉野健康課長)

はい。

(戸田委員)

例えばメンタルによるものは……。

(杉野健康課長)

精神疾患。

(戸田委員)

はい。それについては4, 8 0 3 件のうちのどのくらいになるんですか。それはどこかにあるんですかね。

(杉野健康課長)

この資料N o. 健-4 でいきますと (18) の中に入っています。

(戸田委員)

このくらいのものでしょうか。

(杉野健康課長)

はい。統計の締め切りの関係もあるんですけども、精神疾患は請求されて認定されるまで半年ぐらいかかっている関係もありまして、これは災害というのは速報性というか、例えば労働災害の場合は死傷病報告が1か月程度で出てくるんですけども、精神疾患とか、脳・心疾患の場合は認定までにちょっと時間がかかる関係で、即統計に反映されていない部分があるという……。

(戸田委員)

それは過去もですね？

(杉野健康課長)

過去もです。

(西岡労働基準部長)

メンタルで認定されたものは1枚ペラの資料、こちらの精神障害の労災の支給決定と書かれたもので、28年度ですと31名、27年ですと21名となっています。精神障害に係る労災事案については、認定までの期間が大体6カ月ぐらにかかるものですから、数字的にはこちらのデータには反映しないケースが多くなっているという状況にあります。

(戸田委員)

なるほどですね。今日ご説明いただいた趣旨は、この12次の計画の分析をして、次の13次の計画につなげていきたいという趣旨ですよ。そうすると、全体状況を把握するのに適当な数字かどうかというのがちょっとあるような気がしますね。もう一つその件で

言うと、先ほどから井上委員が海外の方たちの件数が少ないと言いましたけど、それって、件数だけではなくて、何人分の何件かという捉え方が必要ではないかと思います。先ほど、国の次の計画目標の中に千人率的な意味合いが入るというご説明があっただけでも、それぞれの数字についても、もちろん人数だけではないのかもしれませんが、仕事の量が増えて人数が増えているものだとか、人数が増えて災害の件数も増えているものだとかいうのがいろいろあるだろうと思うんですけども、それを件数だけで目標設定している、あるいは件数だけで多い・少ないの話をするのはちょっと今後、今これだけ多様化する時代に次の計画を立てるには、その辺の視点まで含めていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども。

(山下部会長)

何か事務局のほうで今の点については追加でご説明とかございますか。

(「なし」の声あり)

(山下部会長)

よろしいですか。

それでは、そのほか何かご質問、ございますでしょうか。

私からちょっと1点だけ確認ですけれども、これはあくまでも災害の発生地ではなくて、要するに発生した当該従業員が所属している事業所が福岡県内にあるということに基づいて災害については統計をとられているわけですね。ですので、県内の企業が県外で何か事業をやっているところで災害が発生した場合にも一応、福岡県の発生件数になるということですかね。

(小野安全課長)

そのとおりです。例えば運送事業などはトラックで他府県にまで荷物を運んでいくケースがあります。その他府県のほうでもし災害に遭われたケースでも、件数とすればその労働者が所属していた事業場の所在地の労働局になりますので、福岡に所在していれば福岡の件数として計上されます。

(山下部会長)

そのほかご質問等ございませんでしょうか。

(井上委員)

1 3次防はいつごろどんな形で決められるんですか。不勉強で済みません。

(小野安全課長)

1 3次防につきましては、本省の案というのが別にあります。

(井上委員)

具体的には福岡局の目標を決めていかれるんですね。それはどんな形でされてますか。

(小野安全課長)

本省のほうから案について今後具体的に指示が出てまいります。これが今聞いておりますところ、大体2月ぐらいに具体的なものは出てくるのではないかと。一応、1 2次防の1 2月末現在の大体件数の確定値というのは4月10日締めデータの基本的には確定させます。ですので、その確定値に基づいてもまた分析を行ってとなりますので、実際に具体的な1 3次防を立てて、目標値を設定するのは今年の4月以降、作業的には4月10日にデータの締め切りがあって確定値が確定します。そこから同じような分析で、大きく流れが変わるとは思いませんが。現時点での速報値のデータ分析に基づいて策定はしていきますけれども、基本的にはそれ以降になってくると思いますので、實際上、動き出すのは5月ぐらいになるのではないかなと。大体1 2次防の流れもそれぐらい流れていきましたので、1 3次防もそれぐらいの形で流れていくのではないかと考えております。ですので、2月の中旬ぐらいには案に基づいてもっと具体的な指示が出てくると思います。今のところはちょっとそれ以上のことはわかっておりません。済みません。

以上です。

(山下部会長)

そのほかご質問とか、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

(山下部会長)

それではご質問、ご意見がないようですので、福岡労働局第12次労働災害防止計画分析結果についてはこれを了承したいと思います。

行政のほうにおきましては、当該計画に基づいて引き続き労働災害防止に積極的に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の福岡地方労働審議会労働災害防止部会を終了したいと思います。どうも本日はありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたり熱心なご討議ありがとうございました。委員の皆様方からただいまいただきました貴重なご意見は、今から作成させていただきます第13次労働災害防止計画作成に向けての参考とさせていただきますと思っています。

なお、本日の協議会の議事録につきましては、事務局にて作成の上、委員の皆様にご確認いただき、福岡労働局のホームページにて公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、次回の災害防止部会の開催につきましては6月ごろの見通しです。追って委員の皆様方に日程調整させていただきます。ご案内の通知をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって、福岡地方労働審議会労働災害防止部会を閉会します。ありがとうございました。

— 了 —